経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れ概要

1　趣旨・目的

経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア，フィリピン及びベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れについては，原則として外国人の就労が認められない分野において，**経済活動の連携の強化の観点から，二国間の協定に基づき，公的な枠組みで特例的に行うもの**である。

2　受入れの流れ

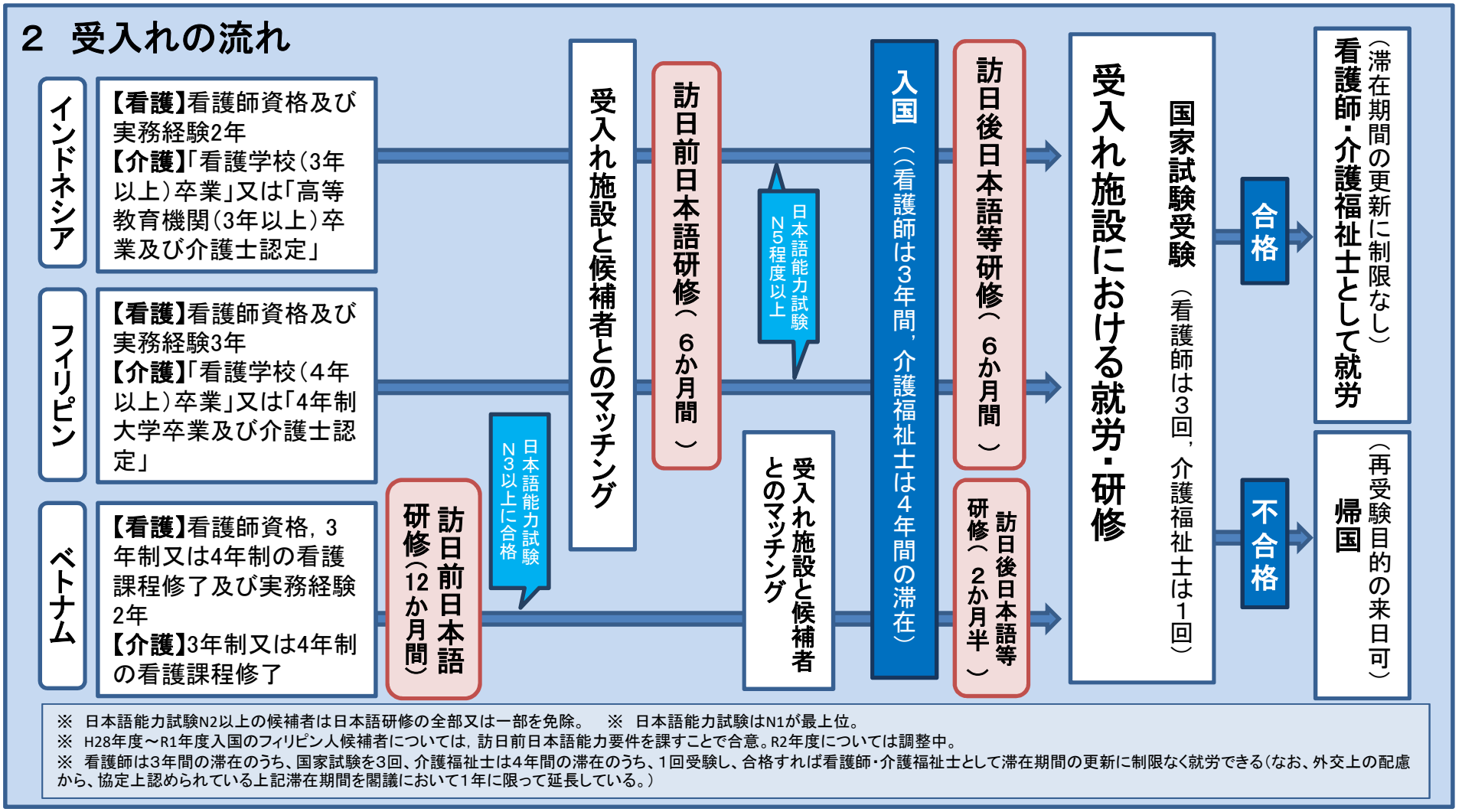

※　日本語能力試験N2以上の候補者は日本語研修の全部又は一部を免除。　※　日本語能力試験はN1が最上位。
※　H28年度～R1年度入国のフィリピン人候補者については，訪日前日本語能力要件を課すことで合意。R2年度については調整中。
※　看護師は3年間の滞在のうち、国家試験を3回、介護福祉士は4年間の滞在のうち、1回受験し、合格すれば看護師・介護福祉士として滞在期間の更新に制限なく就労できる（なお、外交上の配慮から、協定上認められている上記滞在期間を閣議において1年に限って延長している。）